

## 人事行政の運営等の状況の公表について

つくば市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定により、平成29年度の人事行政の運営等の状況について次のとおり公表します。

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

#### (1) 職種別職員数の状況

(単位:人)

給料表区分	29年度 当初職員数	29年度 退職者数	29年度 採用者数	30年度 当初職員数
行政職 ※	1,304	88	167	1,385
消防職	305	11	29	323
医療職	92	1	13	103
技能労務職	54	9	6	50
合 計	1,755	109	215	1,861

※ 行政職には、企業職(上水道に関する事務に従事する職員)及び特定任期付職員を含みます。  
国、茨城県教育委員会との人事交流に伴う採用及び退職を含みます。

※ 給料表区分の変更による増減があるため、退職者及び採用者の差引きと一致しない場合があります。

※ 再任用職員(フルタイム勤務)を含みます。

#### (2) 任命権者別職員数の状況

任命権者とは、職員の身分取扱いに関する権限を有する者や機関のことをいいます。

(単位:人)

任命権者	29年度当初職員数	30年度当初職員数	増減
市長	1,191	1,269	78
議長	10	11	1
教育委員会	188	197	9
選挙管理委員会	4	4	0
代表監査委員	6	6	0
農業委員会	10	10	0
消防長	315	333	18
水道事業管理者	31	31	0
合 計	1,755	1,861	106

※ つくば市では、水道事業管理者を置かず、水道事業管理者の権限に属する業務は市長が行っています。

(3) 採用試験の状況

○平成30年度 4月1日 任期付職員採用試験

【日 程 等】 受 付 期 間 :平成29年12月1日～12月15日

選考(書類選考)

選考(個別面接):平成30年2月9日

【実施結果】

(単位:人)

試験区分	募集人数	申込者数	面接者数	最終合格者数
放課後児童支援員	3	12	8	3
スタートアップ推進監	1	1	1	1
合計	4	13	9	4

○平成30年度 4月1日 身体障害者採用試験

【日 程 等】 受 付 期 間 :平成29年11月1日～11月15日

一次試験実施日:平成29年12月17日

最終試験実施日:平成29年1月22日

【実施結果】

(単位:人)

試験区分	募集人数	申込者数	一次受験者数	最終合格者数
事務職	2	17	15	6
技能労務職	2	3	3	1
合計	4	20	18	7

○平成29年度 10月1日中途採用試験

【日 程 等】 受 付 期 間 :平成29年4月24日～5月10日

一次試験実施日:平成29年6月18日

最終試験実施日:平成29年7月24日、25日、26日、27日、28日

【実施結果】

(単位:人)

試験区分	募集人数	申込者数	一次受験者数	最終合格者数
事務職	5	508	413	12
土木職	7	11	11	2
建築職	1	6	6	2
化学職	1	16	13	2
臨床心理士又は 臨床発達心理士	1	9	9	2
精神保健福祉士	1	10	7	1
保健師	1	10	9	3
保育士	7	43	39	11
幼稚園教諭	3	11	11	2
消防士	8	188	175	8
消防士(救急救命士)	5	40	38	5
合計	40	852	731	50

○平成30年4月1日採用試験

【日 程 等】 受 付 期 間 :平成29年6月1日～6月15日

一次試験実施日 :平成29年7月23日

二次試験実施日 :平成29年9月21日、22日、25日、26日、27日、28日

最終試験実施日 :平成29年10月31日、11月1日、2日、6日、7日、8日、9日、10日

【実施結果】

(単位:人)

試験区分	募集人数	申込者数	一次受験者数	最終合格者数
事務職	30	702	561	44
公文書等専門職	1	16	12	2
土木職	7	31	23	5
建築職	1	4	3	2
化学職	1	15	11	3
臨床心理士又は 臨床発達心理士	1	8	7	1
保健師	1	20	16	1
作業療法士	1	7	7	2
言語聴覚士	1	13	11	1
保育士	6	64	55	10
文化財専門員	1	25	22	1
管理栄養士	2	50	41	4
幼稚園教諭	3	32	27	4
消防士1	8	112	97	10
消防士2(救急救命士)	5	49	45	7
合計	69	1,148	938	97

## 2 職員の給与の状況

(1) 給与支給総額(平成29年度普通会計決算額)

(単位:人、千円)

職員数 A	給料 B	職員手当(期末勤勉 手当を除く。) C	期末勤勉手当 D	合計 B+C+D=E	一人当たり 給与費E/A
1,654	6,421,808	2,192,120	2,851,863	11,465,791	6,932

※職員数は平成29年4月1日時点の職員数となります。

(2) 初任給、平均年齢、平均給料月額(平成29年12月1日現在)

職種	初任給	平均年齢	平均給料月額
行政職	大卒 179,200円 高卒 147,100円	42.6	312,329円
消防職	大卒 205,200円 高卒 166,000円	43.6	341,669円
医療職	大卒 209,200円 (保健師)	40.9	303,387円
技能労務職	高卒 144,500円	53.7	314,711円
企業職	大卒 179,200円 高卒 147,100円	45.8	337,285円

過去3年間のラスパイレス指数

平成27年度	平成28年度	平成29年度
97.2	97.5	98.3

※ ラスパイレス指数とは、国の平均給料月額を100とした場合の地方公共団体の平均給料月額の比率をいいます。

(3) 職員手当(平成30年3月31日現在)

期末・勤勉手当 H29年度支給割合		期末手当	勤勉手当
	6月期	1.225月分(0.65月分)	0.850月分(0.400月分)
	12月期	1.375月分(0.80月分)	0.950月分(0.450月分)
	計	2.60月分(1.45月分)	1.80月分(0.850月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置あり			
退職手当支給率		自己都合	定年
	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
	勤続35年	41.325月分	49.59月分
	最高限度額	49.59月分	49.59月分
地域手当	支給率14%		
管理職手当	部長	次長	課長
	95,000円	65,000円	60,000円
55歳以上かつ課長級以上の職員は1.5%減			課長補佐 45,000円
扶養手当	区分	配偶者	子
	支給月額	10,000円	8,000
扶養親族である子のうち満16歳から満22歳の年度末までの子、1人につき5,000円の加算あり			
住居手当	借家・借間	家賃の額に応じて月額27,000円限度に支給(家賃12,000円を超える場合に限る。)	
通勤手当	電車・バス通勤者	6箇月定期の価格を基本として1箇月当たり55,000円まで	
	自家用車通勤者	使用距離等に応じ4,300円～31,800円を支給	

※ 期末・勤勉手当の( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

## (4) 行政職給料表における級別職員数の状況(平成29年4月1日現在)

(単位:人)

行政職 ※	職務の級	合計人数	内 訳
	1級	225	主事、技師
	2級	211	主任、主任技師
	3級	163	主査、副法務主管
	4級	413	係長、主計員、政策員、法務主管、幼稚園教頭、主任主査
	5級	156	課長補佐、室長、参事補、窓口センター所長、 保育所長、児童館長、幼稚園長 等
	6級	83	課長、参事、学校給食センター所長 等
	7級	39	次長、会計管理者、監査委員事務局長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長、 主任参事 等
	8級	14	公室長、部長、教育局長、議会事務局長、主幹
	合計	1,304	

※ 行政職には、企業職(上水道に関する事務に従事する職員)を含みます。  
国、茨城県教育委員会及び茨城県警察本部との人事交流に伴う採用及び退職を含みます。

## (5) 特別職の報酬等の状況(平成30年3月31日現在)

区分	給料・報酬の月額		期末手当(平成29年度支給割合)
市長	給料	927,000円	6月期 1.55月分 12月期 1.75月分 計 3.3月分
副市長		762,000円	
議長	報酬	547,000円	
副議長		480,000円	
議員		447,000円	

## 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間の状況

勤務開始時間	勤務終了時間	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	正午から午後1時まで

業務の都合により上記の内容によることができない職員、又は特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、別に定めます。

業務の都合により特に必要があると認めるときは、上記の休憩時間を変更し、又は一斉に与えないことがあります。

(2) 休暇

休暇の種類	内容
年次休暇	・4月1日を基準として、一年度につき20日間
療養休暇	・負傷又は疾病のため療養を要する場合に、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇 ・私傷病の場合は、90日以内において必要と認められる期間
特別休暇	・選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別な事由があり勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 ・必要と認められる期間(※事由に応じて取得できる日数が規則に定められています。)
介護休暇	・職員の配偶者、父母等が負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるため介護する場合の休暇 ・6月以内の期間において必要と認められる期間 ・勤務しない期間(時間)は無給
組合休暇	・職員が登録された職員団体の規約に定める機関の構成員として当該機関の業務等に従事する場合の休暇 ・1年について30日までの期間において必要と認められる期間

(3) 育児休業、介護休暇・時間の取得状況

平成29年度中の新たな育児休業取得者数

(単位:人)

育児休業承認期間		
1年以下	1年を超え2年以下	2年を超え3年以下
17	15	

平成29年度中の介護休暇取得者数

(単位:人)

介護休暇承認期間		
1月以下	1月を超え3月以下	3月を超え6月以下
3	0	0

平成29年度中の介護時間取得者数

(単位:人)

介護時間承認期間		
6月以下	6月を超え1年以下	1年を超え3年以下
1	0	0

4 職員の分限及び懲戒処分の状況(平成29年度)

(1) 分限処分者数

分限処分とは、職員が一定の事由によってその職務を十分に果たすことができない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動を与える処分をいいます。

(単位:人)

処分事由	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0	0	0	0
心身の故障の場合	0	0	25	0	25
職に必要な的確性を欠く場合	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	0
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0
合計	0	0	25	0	25

## (2) 懲戒処分者数

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して責任を問うことにより、公務の規律と秩序を維持することを目的とした処分をいいます。

(単位:人)

処分事由	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正	0	0	0	0	0
一般服務違反関係	0	0	0	0	0
公務外非行関係	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
監督責任	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

## 5 職員のサービスの状況(平成29年度)

職務に専念する義務の免除の状況

(単位:件)

事由	件数
講習会、研修等への参加	69
その他	4
合計	73

営利企業等の従事許可の状況

(単位:件)

事由	件数
消防団業務	26
危険物取扱試験監督員	4
各種センサス・統計調査事務従事	12
その他	9
合計	51

## 6 職員の研修及び人事評価の状況(平成29年度)

(1) 主な研修の状況

(単位:人)

研修名	対象者	人数
基本研修(新任職員研修・階級別研修)	階級ごとに該当職員全員	566
管理職特別研修(人事評価者訓練研修)	管理職員全員	639
特別研修(接遇・文書実務・法務研修等)	指定された職員	1698
専門研修(文書管理主任・情報責任者研修等)	指定された職員	373
派遣研修(国・県・各種セミナー等への派遣)	希望した職員	70

## (2) 人事評価の状況

つくば市では、地方公務員法の規定に基づき、全ての職員を対象に、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価として人事評価を実施しています。

人事評価の結果は、任用、給与、人材育成等の人事管理の基礎として活用しています。

期間	人数	結果区分		
		良好より上位の区分	良好	良好より下位の区分
平成29年度	1,724	262	1,443	19

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況(平成29年度)

### (1) 職員の福利

(単位:人)

事業	実施項目	参加人数
各種健康診断の実施	定期健康診断	733
	胸部X線検査	707
	人間ドック	1,021
	胃部検診	128
	大腸ガン検診	87
メンタルヘルス事業	心の健康相談	42
ストレスチェック事業	職業性ストレス簡易調査票(57項目)	1,591

### (2) 利益の保護の状況

地方公務員法第46条又は第49条の2の規定に基づき、公平委員会に対して行う勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に対する不服申立て及び苦情処理の状況です。

(単位:件)

区分	処理件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する審査請求	1
苦情処理	0

## 9 職員の退職管理の状況

地方公務員法第38条の2及び第60条第4号から第7号までの規定に基づき、つくば市職員の退職管理に関する規則が定められ、再就職者(職員であった者であって離職後に営利企業等の地位に就いている元職員)による現職職員への働きかけ(職務上の行為をするように、又はしないように要求、又は依頼すること)が規制されています。現職職員が再就職者による働きかけを受けた場合、公平委員会に届け出ることが義務付けられています。

再就職者による現職職員への働きかけの状況です。

項目	件数
再就職者による依頼等	0件